

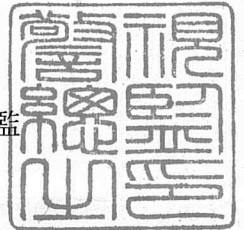


監. 総. 文. 情 第 2 2 6 7 号
 平 成 2 5 年 6 月 3 日

非 開 示 決 定 通 知 書

全国市民オンブズマン連絡会議
 事務局長 新海 聡 様
 (内 田 様)

警 視 総 監



平成 2 5 年 5 月 2 0 日 付 け の 開 示 請 求 に つ い て 、 東 京 都 情 報 公 開 条 例 第 1 1 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 公 文 書 の 全 部 を 開 示 し な い こ と を 決 定 し た の で 通 知 し ま す 。

1 公文書の件名	職員の再就職について定めた通達に基づき、2012年4月に公表した再就職一覧表
2 開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	当該開示請求に係る公文書については、保存期間が経過しているため、廃棄しており、存在しません。
3 東京都情報公開条例第13条第2項の規定に該当する場合の公文書の開示をすることができる時期	
4 連絡先	警視庁情報公開センター 電話 03-3581-4321 内線 21532
5 備考	整理番号 209

- 注 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都公安委員会（警視庁情報公開センター経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

監. 総. 文. 情第2268号
平成25年6月3日

開示請求却下通知書

全国市民オンブズマン連絡会議
事務局長 新海 聡 様
(内 田 様)

警 視 総 監



平成25年5月20日付けの開示請求について、次の理由により、請求を却下するので通知します。

1 公文書の件名又は内容	再就職状況の公表について（平成25年4月2日付け）
2 却下の理由	上記の公文書については、警視庁情報公開センターにおいて、一般の閲覧に供されているものであり、東京都情報公開条例第18条第2項（他の制度等との調整）に規定する開示をしないものとする公文書に該当することから、本件開示請求を却下します。
3 連絡先	警視庁情報公開センター 電話 03-3581-4321 内線 21532
4 備考	整理番号 210

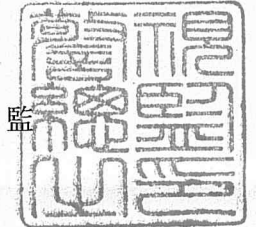
注1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都公安委員会（警視庁情報公開センター経由）に対して不服申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると不服申立てをすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の不服申立てをした場合には、当該不服申立てに対する裁決又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

非 開 示 決 定 通 知 書

全国市民オンブズマン連絡会議
事務局長 新海 聡 様
(内 田 様)

警 視 総



平成 2 5 年 5 月 2 0 日 付 け の 開 示 請 求 に つ い て 、 東 京 都 情 報 公 開 条 例 第 1 1 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 公 文 書 の 全 部 を 開 示 し な い こ と を 決 定 し た の で 通 知 し ま す 。

1 公文書の件名	職員の再就職について定めた通達 (2012年3月以前に定めた分)
2 開示しないこととする 根拠規定及び当該規定を 適用する理由	当該開示請求に係る公文書は、保存期間が経過しているため 廃棄しており、存在しません。
3 東京都情報公開条例第 13条第2項の規定に該当 する場合の公文書の開示 をすることができる時期	
4 連絡先	警視庁情報公開センター 電話 03-3581-4321 内線 21532
5 備考	整理番号 211

- 注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都公安委員会（警視庁情報公開センター経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

開示決定通知書

全国市民オンブズマン連絡会議
事務局長 新海 聡 様
(内 田 様)

警 視 総 監



平成25年5月20日付けの開示請求について、東京都情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示することを決定したので通知します。

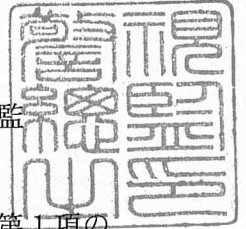
1 公文書の件名	警視庁職員の再就職に関する要綱の実施について (平成25年4月1日付け、通達乙(警. 人1. 企2)第165号)	
2 公文書の開示をする日 時及び場所	日 時	
	場 所	
3 開示の方法	写しの交付(郵送)	
4 連絡先	警視庁情報公開センター 電話 03-3581-4321 内線 21532	
5 備考	整理番号 212	

注 この通知書を持参の上、指定の日時においでください。
なお、上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で連絡してください。

一部開示決定通知書

全国市民オンブズマン連絡会議
事務局長 新海 聡 様
(内 田 様)

警 視 総 監



平成25年5月20日付けの開示請求について、東京都情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を開示することを決定したので通知します。

1 公文書の件名	(1) 平成25年度再任用職員採用選考合格者の決定について (平成24年12月17日付け、通達乙(警.人1.人)第602号) (2) 平成25年度嘱託員新規採用者名簿 (平成25年1月8日付け)	
2 公文書の開示をする日 時及び場所	日 時	
	場 所	
3 開示の方法	写しの交付(郵送)	
4 開示しない部分並びに 開示しないこととする根 拠規定及び当該規定を適 用する理由	別紙のとおり	
5 東京都情報公開条例第 13条第2項の規定に該当 する場合の公文書の開示 をすることができる時期		
6 連絡先	警視庁情報公開センター 電話 03-3581-4321 内線 21532	
7 備 考	整理番号 213-1 ※ なお、上記1「公文書の件名」の(1)の退職日につ いては平成25年3月31日となります。また、(2)の退 職日については平成24年4月1日から平成25年3月 31日までの間、再就職日については平成25年4月1 日となります。	

- 注1 この通知書を持参の上、指定の日時においでください。
なお、上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で連絡してください。
- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都公安委員会(警視庁情報公開センター経由)に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
 - この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記2の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別紙

- (1) 平成25年度再任用職員採用選考合格者の決定について
(平成24年12月17日付け、通達乙(警.人1.人)第602号)

- ・ 合格者の氏名
東京都情報公開条例第7条第2号に該当
個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため。
東京都情報公開条例第7条第4号に該当
公にすることにより、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障
を及ぼすおそれがあると認められるため。

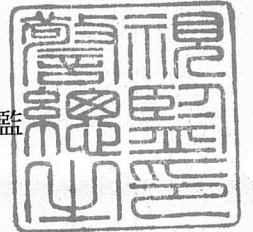
- (2) 平成25年度嘱託員新規採用者名簿
(平成25年1月8日付け)

- ・ 新規採用者の氏名
東京都情報公開条例第7条第2号に該当
個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため。
東京都情報公開条例第7条第4号に該当
公にすることにより、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障
を及ぼすおそれがあると認められるため。
- ・ 元所属、年齢、性別
東京都情報公開条例第7条第2号に該当
個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため。

非 開 示 決 定 通 知 書

全国市民オンブズマン連絡会議
事務局長 新海 聡 様
(内 田 様)

警 視 総 監



平成 2 5 年 5 月 2 0 日 付 け の 開 示 請 求 に つ い て 、 東 京 都 情 報 公 開 条 例 第 1 1 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 公 文 書 の 全 部 を 開 示 し な い こ と を 決 定 し た の で 通 知 し ま す 。

1 公文書の件名	退職日 平成 2 4 年 4 月 1 日 から 平成 2 5 年 3 月 3 1 日 の 間 (再就職状況の公表について (平成 2 5 年 4 月 2 日 付 け) で 公表されている職員は除く) (1) 再就職希望連絡票 1 6 5 枚 (退職時の階級が警部 (同相当職を含む。) 以上の元職員 に係るもの 内訳: 警視 8 0 枚、副参事 3 枚 警部 7 4 枚、係長職 8 枚) (2) 再就職状況報告書 1 枚 (退職時の階級が警部 (同相当職を含む。) 以上の元職員 に係るもの 内訳: 警部 1 枚 (3) 再就職状況届出書 1 枚 (退職時の階級が警部 (同相当職を含む。) 以上の元職員 に係るもの 内訳: 警視 1 枚)
2 開示しないこととする 根拠規定及び当該規定を 適用する理由	別紙のとおり
3 東京都情報公開条例第 13条第2項の規定に該当 する場合の公文書の開示 をすることができる時期	
4 連絡先	警視庁情報公開センター 電話 0 3 - 3 5 8 1 - 4 3 2 1 内線 2 1 5 3 2
5 備考	整理番号 2 1 3 - 2

- 注 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、東京都公安委員会 (警視庁情報公開センター経由) に対して審査請求をすることができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、東京都を被告として (訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別紙

(1) 再就職希望連絡票 165枚

東京都情報公開条例第7条第2号に該当
再就職希望連絡票は、退職者の「所属」、「階級・職」、「氏名・生年月日・年齢」、「退職年月日」、「住所」、「最寄駅」、「資格欄」、「主な経歴」及び「希望職種」、再就職先の「採用月日」、「事業所名」及び「役職」等から構成されており、現在は退職した元職員の再就職に至る経緯が記録された個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため。

(2) 再就職状況報告書 1枚

東京都情報公開条例第7条第2号に該当
再就職状況報告書は、退職者の「所属」及び「階級・氏名」、再就職先の「名称」、「所在地」、「役職名」、「職務内容」及び「採用（予定）日」等から構成されており、現在は退職した元職員の再就職に至る経緯が記録された個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため。

(3) 再就職状況届出書 1枚

東京都情報公開条例第7条第2号に該当
再就職状況届出書は、退職者の「最終所属」及び「階級・氏名」、再就職先の「名称」、「所在地」、「役職名」、「職務内容」及び「採用（予定）日」等から構成されており、現在は退職した元職員の再就職に至る経緯が記録された個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため。